

入札参加資格者要件

1 基本的要件

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

県の指名停止措置を受けていない者であること。

本事業の業務に関わっていない者であること。

神奈川県競争入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」または「建物」に登録されている者及びその営業を承継したと認められた者。

2 建設工事に関する要件

建設工事に関する以下の要件のうち、 から の資格については、複数者で施工する場合はいずれかの建設会社が基準を満たしていれば良いものとする。

建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者。

建築一式工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査(審査基準日が平成 10 年 10 月 1 日から平成 11 年 9 月 30 日までのもの(当該審査基準日に係る経営事項審査を受けていない者については平成 11 年 10 月 1 日以降を審査基準日とするもの))を受けた者で、経営審査事項審査結果の総合評点が 1,250 点以上の者。

施工を担当する者は、財団法人日本適合性認定協会(JAB)または JAB と相互認証している機関が行う ISO9001 または ISO9002 の認証を取得していること。

財団法人日本建築センターの免震評定を受けた建築物の建設実績またはこれに類する建設実績を有すること。

3 グループで入札に参加しようとする場合の入札参加資格

グループで入札に参加しようとする場合は、1 ~ の要件は構成員全者が、1 の要件はグループ代表者が、2 の要件は建設会社が満たした上で、次の事項に留意すること。

グループで入札に参加しようとする者は、グループ構成員全者の代表者印を押印した『「神奈川県衛生研究所特定事業」入札グループ参加表明書』を提出するとともに、あらかじめ代表者を選定し、代表者名で入札に参加するものとする。

入札グループの一員となった企業は他の入札グループの一員となることはできないが、県が選定した事業者と仮契約を締結後、他のグループの資金調達や研究支援業務等をサポートすることは可能とする。